

(理由)

- ① 憲法は国家権力間について抑制・均衡の原則を採用している。
- ② 国民の基本権保障において裁判所は重要な地位を占めている。
- ③ 議員の職務権能は、直接に国民の参政権に基礎を置くものである。

## B 否定説（芦部等通説）

(理由)

- ① 懲罰権は憲法によって与えられた議院固有の権能である。
- ② 個人の市民的な権利・自由を侵害する処分がすべて司法的抑制に服するという法治主義の原則は、いわゆる一般的統治関係ではない特殊の法律関係に基づく権利については必ずしも妥当せず、そこには、それぞれのもつ自律権の範囲内において裁判所の審判権に服する違法の問題を生じない例外的な領域があると考えられる。
- ③ 権力分立原則からしても、各議院の自主性を最大限に尊重することが要請される。

cf. 地方議会の議員の懲罰に対する司法審査

地方議会議員に対する3日間の出席停止の懲罰決議の効力について、最高裁は、いわゆる部分社会論に依拠して、懲罰決議について司法審査は及ばないとしたが、除名処分については司法審査が及ぶとした（最大判昭35.10.19, 百選II No.187）。

### (3) その他

議長 の 秩序保持権（国会法114条以下）、財務自律権（国会法32条）等も自律権の一内容をなす。

## 第2 国政調査権

(議院の国政調査権)

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

### 1 意義・趣旨

議院が、法律の制定や予算の議決など、その憲法上の権限はもとより、広く国政、とくに行政に対する監督・統制の権限を実効的に行使するために必要な調査を行う権限

国会が憲法上与えられている立法権や国政に関するその他の諸権能を適切かつ十分に遂行するためには、国政の全般にわたって正確な知識を必要とする。そのため議院は資料と情報の収集および調査を行う必要がある。また、国民主権の実質化という観点から各議院が国政に関する情報の収集によって国民の知る権利を充足するという重要な機能をもつと理解する立場もある。

明治憲法下の帝国議会の各議院も国政調査権を有するとされていたが、明治憲法には規定がなく、実際の国政調査も議院法上さまざまな制約があった。これに対し、日本国憲法では国政調査権を新たに創設し、しかも強制的制限が付与され、国政調査権を強化している。

## 2 性質



### 論点04

国政調査権の性質についてはどのように解すべきか。

#### A 独立権能説（佐々木）

国会ないし議院の他の権能と並ぶ独立の権能であって、とくに議院の権能に関連することなく国政全般にわたって調査することができる。

(理由)

- ① 国会は国権の最高機関として、およそ国政を統括し調整する地位にあり、調査権はこの地位に基づく権能である。
- ② 憲法の明文は、議院の権能に関連するものであるとの限定をおいていない。

※ 近年では、国政調査権の行使による国民への情報提供機能を重視し、いわゆる国民の「知る権利」に応えるものとして、国政調査権を独立の権能と解する立場もある。しかし、この点を強調することは国政調査権の濫用への歯止めを弱くしすぎるおそれがあるとの批判もある。

#### B 補助的権能説（芦部等通説）

国政調査権は、議院が立法権その他の権能を行うにあたって、それらを行効・適切に行行使するための手段として認められた補助的な権能である。

(理由)

41条の規定は、国会が国政の中心に位置する重要な国家機関であることを政治的に強調したにすぎず、国会が内閣や裁判所に優位する地位を導くものではない。

※ 浦和事件

1948年、無理心中を図り子どもを殺して自首した母親（浦和充子）に対して、浦和地裁が懲役3年・執行猶予3年の判決を下したところ、参議院法務委員会がこれを調査し、量刑が不当であるという決議を行った。これに対して、最高裁は、法務委員会の調査・決議が司法権の独立を侵害するとして強く抗議した。法務委員会は、国会の最高機関性に基づいて、国会は国政調査権による指揮・監督権を有すると反論したが、学説の圧倒的多数は最高裁の立場を支持し、補助的権能説が通説となった。

※ ただし、独立権能説、補助的権能説のいずれの説を採るかによって直ちに国政調査権の範囲や限界の捉え方についての結論が異なるわけではない。

### 3 調査の範囲および限界

#### (1) 総論

補助的権能説に立って、国政調査権が立法権、行政監督権、財政監督権などの諸権能を実効的に行使する手段であると考えても、国会ないし議院の権能は広汎であり、とりわけ立法権の範囲には限定がないので、国政調査権の範囲は国政のほぼ全般にわたる。しかし、国政調査権は、調査の主体である調査会や委員会の設置目的との関係で限界があるほか、他の国家機関の権限との関係などで問題となる。

#### (2) 司法権との関係

司法権に対する調査は、司法権の独立の原則との関係で制約を受ける。



#### 論点05

裁判内容につき、もっぱらその当否を目的とした調査が許されるか。

##### A 絶対的許容説

裁判内容についての調査も、裁判官を拘束する法的効力をもたない限り司法権の独立を侵害するものではなく許される。

##### B 確定判決後許容説

判決確定後であれば、具体的事件の判決・裁判の手續に対する調査を認めても、裁判官に対する直接の影響は少ないとみてよいので許される。

##### C 絶対的禁止説

判決確定後であっても、将来、類似の裁判を担当する裁判官の自由な法的確信の形成に事実上の影響を及ぼすおそれが大きいので一切許されない。



#### 論点06

議院が適法な目的で現に係属中の事件の調査（並行調査）をすることは許されるか。

##### A 肯定説

###### A1 独立権能説

司法権の独立を侵害する方法を採らない限り当然に許される。

###### A2 補助的権能説（芦部等通説）

国政調査権が犯罪構成要件に該当する事実の確定等を目的とするものではなく、適法な調査目的で行われる場合には、直ちに司法権の独立を侵害

するものではないため許される。

## B 否定説

議院という重要な国家機関の行動は、實際上裁判官が自由な判断を下すことに対して不当な影響を与えるおそれがないとはいえない。

### □判例 二重煙突事件 東京地判昭31.7.23

#### 【事案】

参議院決算委員会は、特別調達庁の注文で製造したいわゆる二重煙突の代金請求をめぐる公文書変造事件について、現職の法務総裁を証人尋問するなどして、調査を行った。この事件は、後に刑事事件として裁判所に係属したが、その後も調査は続行され、担当検事らの証言内容の公表も行われた。この併行調査が裁判官に予断を与えるおそれがあるのではないかが争われた。

#### 【判旨】

「捜査機関の見解を表明した報告書ないし証言が委員会議事録等に公表されたからといって、直ちに裁判官に予断を抱かせる性質のものとするのでできないことは、日常の新聞紙上に報道される犯罪記事や捜査当局の発表の場合と同様であつて、これをもつて裁判の公平を害するとする所論の当らないことは明らかである。」

※ 係属中の事件の裁判官の訴訟指揮に対する調査は、司法権の独立を害するので許されないとされている。

## (3) 行政権との関係

### ア 原則

国会は、立法および予算議決等によって行政権を統制し、さらに議院内閣制の採用により、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負う立場にあることから(66条3項)、行政権に対してはその合法性と妥当性について、全般にわたって調査することができる。

### イ 法律によって守秘義務が課せられている公務員の「職務上の秘密」との関係

公務員の職務上の秘密に関する事項には調査権は及ばない(議院証言法5条)。しかし、国政調査権との関係において、公務員が職務秘密として終局的に守秘することができる事項は、「国家の重大な利益に悪影響を及ぼす」ものに限定される。

### ウ 検察権との関係

検察作用も行政作用である以上、国政調査権の対象となる。しかし、検察権は、裁判と相互に密接な関係を持ち、準司法的性格を有するものであり、公正な司法の前提をなす刑事司法の公正かつ適正な運用の見地から、司法権の独立に類する特別の配慮が必要である。

(ア) 調査の目的

起訴・不起訴について、検察権の行使に政治的圧力を加えることを目的とする調査は、違法ないし不当である。

(イ) 調査の対象

起訴事件に直接関連のある捜査および公訴追行の内容を対象とする調査は、違法ないし不当である。

(ウ) 調査の方法

捜査の続行に重大な障害を来すような方法での調査は、違法ないし不当である。

□判例 日商岩井事件 東京地判昭55.7.24, 百選ⅡNo.177

【事案】

日商岩井が日本側代理店だった自衛隊航空機の採用に関する疑惑に絡む不正事件の捜査過程で行われた国政調査権の行使に関して、検察権に対する過度の調査であり、違法ではないかが争われた。

【判旨】

「国政調査権の行使が、三権分立の見地から司法権独立の原則を侵害するおそれがあるものとして特別の配慮を要請されている裁判所の審理との並行調査の場合とは異り、行政作用に属する検察権の行使との並行調査は、原則的に許容されているものと解するのが一般であり、例外的に国政調査権行使の自制が要請されているのは、それがひいては司法権の独立ないし刑事司法の公正に触れる危険性があると認められる場合（たとえば、……(イ)起訴、不起訴についての検察権の行使に政治的圧力を加えることが目的と考えられるような調査、(ロ)起訴事件に直接関連ある捜査及び公訴追行の内容を対象とする調査、(ハ)捜査の続行に重大な支障を来たすような方法をもって行われる調査等がこれに該ると説く見解が有力である。）に限定される。」

(4) 人権との関係

基本的人権を侵害するような調査は許されない。たとえば、思想の露頭を求めるような質問については、証人は証言を拒絶することができる。また、38条の黙秘権の保障は、国政調査の領域においても妥当する。

□判例 札幌高判昭30.8.23

国政調査権の性質からいって、委員会に、住居侵入・捜索・押収・逮捕のような刑事手続上の強制力を有する手段は認められない。

4 国政調査に対する司法審査

いかなる事項について国政調査権を行使するかという点について、司

法審査をすることは許されるか。

□判例 日商岩井事件 東京地判昭55.7.24, 百選ⅡNo.177

「国政調査の範囲は、……本来の所管事項……に限定さるべき」であり、「如何なる事項が当該議案の審議上必要、有益であるかについては、議案の審議を付託されている議院等の自主的判断にまつのが相当であり、議案の審議に責を負わない司法機関としては、議院等の判断に重大かつ明白な過誤を発見しない限り、独自の価値判断に基づく異論をさしはさむことは慎しむのが相当である。」

### 第3 本来的権能およびその他の権能

- 1 各議院は、国務大臣の出席および答弁の請求権（63条）等を有することを前提に、それぞれの国会の構成要素として、立法権その他国会が有する本来的な権能の行使に当たることになる。
- 2 衆議院のみに認められる権能として、法律案の単独議決（59条2項）、予算の先議（60条1項）、（法的効果を伴う）内閣信任・不信任の決議（69条）、参議院の緊急措置に対する同意（54条3項）があり、参議院のみに認められる権能として緊急集会において認められる諸権能がある（54条2項、3項）。